

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成18年4月27日(2006.4.27)

【公開番号】特開2004-313121(P2004-313121A)

【公開日】平成16年11月11日(2004.11.11)

【年通号数】公開・登録公報2004-044

【出願番号】特願2003-114382(P2003-114382)

【国際特許分類】

**C 1 2 N 15/09 (2006.01)**

**C 1 2 Q 1/68 (2006.01)**

**G 0 1 N 21/64 (2006.01)**

**G 0 1 N 21/78 (2006.01)**

**G 0 1 N 33/53 (2006.01)**

**G 0 1 N 33/566 (2006.01)**

**G 0 1 N 33/58 (2006.01)**

【F I】

C 1 2 N 15/00 Z N A A

C 1 2 Q 1/68 A

G 0 1 N 21/64 C

G 0 1 N 21/64 F

G 0 1 N 21/78 C

G 0 1 N 33/53 M

G 0 1 N 33/566

G 0 1 N 33/58 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月9日(2006.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

核酸増幅の方法としては、ポリメラーゼを用いる方法が好ましく、その例としては、PCR、ICAN、LAMP等が挙げられる。ポリメラーゼを用いる方法により増幅する場合は、本発明プローブの存在下で増幅を行うことが好ましい。用いるプローブに応じて、増幅の反応条件等を調整することは当業者であれば容易である。これにより、核酸の増幅後にプローブのT<sub>m</sub>を解析するだけなので、反応終了後増幅産物を取り扱う必要がない。よって、増幅産物による汚染の心配がない。また、増幅に必要な機器と同じ機器で検出することが可能なので、容器を移動する必要すらない。よって、自動化も容易である。